

草津市都市再生本部会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市都市再生本部会議設置要綱（平成 24 年草津市告示第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 本部長は、本部会議を代表し、本部会議の職務を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときまたは欠けたときは、副本部長が所管の副市長、他の副市長の順序により本部長の職務を代理する。

第 4 条を削り、第 5 条に次の 1 項を加える。

（会議）

- 2 本部会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（幹事会）

第 5 条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第 11 条第 1 項に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、都市計画部副部長(総括)をもって充てる。
 - 4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。
 - 5 その他幹事会について必要な事項は、本部長が別に定める。
- 第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。